

統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象 規模区分	区 分	事 業 所 数	従 業 者 数	現 金 給 与 総 額	原 材 料 使 用 額 等	製 造 品 出 荷 額 等	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	有 形 固 定 資 産 額	生 産 額	在 庫 額	リ ー ス 額	工 業 用 地	工 業 用 水	(掲 載 頁)
第 1 表	全事業所	産業細分類	○	○	○	○	○	○	○	○						統- 2
第 2-1-a 表	30人以上	産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							統- 30
第 2-1-b 表			○							○	○	○	○			統- 38
第 2-2 表	4～29人		○	○	○	○	○		○	○						統- 46
第 2-3 表	1～3人		○	○	○	○	○		○							統- 54
第 3-1 表	全事業所	産業中分類 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						統- 62
第 3-2 表	30人以上		○							○	○	○	○			統- 70
第 4 表	全事業所	区市町村 産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							統- 76
第 5-1-a 表	30人以上	区市町村 産業中分類	○	○	○	○	○	○	○							統-314
第 5-1-b 表			○							○	○	○	○			統-340
第 5-2 表	4～29人		○	○	○	○	○		○	○						統-366
第 5-3 表	1～3人		○	○	○	○	○		○							統-410
第 6-1 表	全事業所	区市町村 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						統-452
第 6-2 表	30人以上		○							○	○	○	○			統-472
第 6-3 表	10～29人	区市町村	○	○						○						統-484
第 7 表	全事業所	品 目	○				○									統-485
第 8-1 表	30人以上	産業中分類 従業者規模	○											○	○	統-504
第 8-2 表		区市町村	○											○	○	統-510

利用上の注意

1 本報告書について

- (1) 「平成28年経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）が平成28年6月1日現在で実施されたため、平成27年工業統計調査は中止された。

本報告書は、「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）との時系列比較を可能とするために、活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計した結果から作成したものである。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

本報告書の結果は、総務省・経済産業省が公表した「平成28年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」（製造業のみの調査事項をもとに集計した結果である。）と同じであるが、「平成28年経済センサス-活動調査（確報）産業横断的集計」（全産業共通の調査事項をもとに集計した結果である。以下「産業横断的集計」という。）の製造業の結果とは異なっている。

- (2) 本報告書の結果は、主に以下の点で、これまでの活動調査及び工業統計とは、接続しない部分がある。

- ① 経理事項以外の項目について、平成28年活動調査の調査時点が、原則として6月1日現在であるのに対し、平成24年活動調査の調査時点が2月1日現在、工業統計の調査時点が12月31日現在となっている。
- ② 平成28年活動調査で調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」をはじめとする一部の数値については、個人経営調査票による調査分を含まない。（詳細は(3)に記載のとおり。）
- ③ 平成28年活動調査においては、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税抜きの回答であっても、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。一方、これまでの活動調査及び工業統計は、消費税込みで把握しているが、「有形固定資産」、「製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額」及び「品目別製造品在庫額」については、消費税抜きで回答されていた場合であっても、そのままの金額を用いて結果表として集計している。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

- (3) 本報告書において、「平成27年」及び「平成23年」の数値は活動調査の結果に基づくもので、その他の年次の数値は工業統計の結果に基づくものである。

調査結果のうち、「事業所数」、「産出事業所数」、「従業者数」については、平成28年活動調査は平成28年6月1日現在、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。

上記以外については、活動調査は、平成27年、平成23年のそれぞれ1年間、工業統計は、各調査年1年間の数値である。

なお、平成28年活動調査においては、「事業所数」、「産出事業所数」、「従業者数」、「品目別出荷額（※）」については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、「現金給与総額」、「原材料使用額等」、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、

「年末在庫合計額」、「製造品年末在庫額」、「半製品・仕掛品年末価額」、「原材料・燃料年末在庫額」、「有形固定資産投資総額」等については、これらの調査分を含まない集計結果である（個人経営調査票については本報告書の「付録」を参照）。

※ 個人経営調査票では、品目別出荷額は上位3品目のみ調査している。

- (4) 「従業者」、「付加価値額」の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている。

2 活動調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

3 活動調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

4 活動調査の調査日

平成28年6月1日

5 活動調査の調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く全ての事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

6 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

7 産業分類

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本報告書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（右記を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 中分類18 「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、次のとおりである。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板・標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

8 統計表等の項目説明

(1) 事業所数

事業所数は、平成28年6月1日現在の数値である。

なお、ここでのいう事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて、主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成28年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（以下「受入者」という。）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（以下「送出者」という。）、臨時雇用者は従業者数に含めない。

ただし、本報告書では、従業者の内訳には送出者が含まれており、総数には送出者が含まれていないため、総計と内訳の合計が一致しない。

なお、産業横断的集計の従業者数は、受入者を含まない一方、送出者や本集計の対象外である本社等の事業所の従業者を含んでいるため、本報告書の従業者数とは一致しない。

① 個人事業主及び無給家族従業者

実際に事業所を営んでいる個人事業主と、個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

② 常用労働者

常用労働者は、「正社員・正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。また、「正社員・正職員等」と「パート・アルバイト等」をあわせて「常用雇用者」としている。式で示すと次のとおりである。

常用労働者＝「常用雇用者」＋「出向・派遣受入者」

常用雇用者＝「正社員・正職員等」＋「パート・アルバイト等」

③ 常用雇用者

常用雇用者は、以下のア、イをいい、「正社員・正職員等」、「パート・アルバイト等」に分けられ、有給役員を含む。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

(7) 正社員・正職員等

有給役員及び「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

(イ) パート・アルバイト等

一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

④ 出向・派遣受入者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

⑤ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(3) 現金給与総額

平成27年1月から12月までの1年間に、常用労働者のうち雇用者に支払われた基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及び雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与などの合計をいう。

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

(4) 原材料使用額等

平成27年1月から12月までの1年間における次の①～④、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額である。

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額及びその他の収入額の合計をいう。

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 27 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 27 年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額

平成 27 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他の収入額

その他の収入額は、転売収入額、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額等が含まれ、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びくず・廃物出荷額は含まれない。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

(7) 有形固定資産額（従業者 10 人以上の事業所）

平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増及び減

建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、建設仮勘定の減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(8) リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

① リース

賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額

新規に契約したリースのうち、平成 27 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。

③ リース支払額

平成 27 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、平成 27 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(9) 生産額（従業者 30 人以上の事業所）

下記算式により算出している。

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

(10) 付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出している。

※ 個人経営調査票による調査分を含まない。

① 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- (消費税を除く内国消費税額 (*) + 推計消費税額)
- 原材料、燃料、電力の使用額等 - 減価償却額

② 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料、燃料、電力の使用額等

* 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額
又は納付すべき税額の合計

(11) 産出事業所

産出事業所数は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所が集計されている。

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付けは、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって、産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

(12) 工業用地（従業者 30 人以上の事業所）

敷地面積は、平成 27 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別

される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(13) 工業用水（従業者 30 人以上の事業所）

工業用水は、事業所内で生産のため使用される用水（従業者の飲料水・雑用水を含む。）をいう。

① 淡水

ア 公共水道

都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水

「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

エ 回収水

事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

(14) 付加価値率・原材料率・在庫率の算式

① 付加価値率（従業者 30 人以上）

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*)) + \text{推計消費税額}} \times 100$$

② 原材料率（従業者 30 人以上）

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*)) + \text{推計消費税額}} \times 100$$

③ 在庫率（従業者 30 人以上）

$$\text{在 庫 率} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*)) + \text{推計消費税額}} \times 100$$

* は、「(10) 付加価値額」参照

9 記号及び注記

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」 …… 表章単位未満

「-」 …… 皆無又は該当数値なし

「…」 …… 該当数値が不詳又は不明（未調査、未集計のために数値が得られないもの等）

「△」 …… マイナスの数値

「x」 …… 秘匿数値(*)

* 「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。更に平成27年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「x」とした。

なお、事業所数、従業者数については秘匿していない。

(2) 表示されている単位未満は四捨五入している。そのため、増減数・率及び総数と内訳の計が一致しない場合があるほか、結果の概説中、本文と図表から計算される増減数・率等が一致しない場合がある。

また、単位の異なる表においては単位未満を四捨五入して計算しているため、表示されている増減数、増減率及び構成比と相違する場合がある。

10 その他

(1) 本報告書の数値は、総務省・経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

(2) 本報告書の表、グラフなどで用いる産業名の略称は、別表1のとおりである。

(3) 時系列比較のため表章した工業統計については、以下の点について注意が必要である。

① 日本標準産業分類の第11回改定（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）が実施され、旧小分類「新聞業」、「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、平成13年以前の数値は、「新聞業」、「出版業」に格付けされた事業所を除いている。

なお、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用）が実施されたため、平成19年以前と平成20年の産業別の数値は接続しない。

② 日本標準産業分類の第13回改定（平成25年10月30日付総務省告示第405号、平成26年4月1日適用）に伴い、平成26年工業統計調査より工業統計調査用産業分類も改定された。改定内容については別表2のとおりである。

③ 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。

(4) 本報告書に掲載された統計データ等を引用・転載する場合には、東京都総務局統計部『2016 東京の工業 経済センサス-活動調査(平成27年工業統計相当集計結果)』から引用・転載した旨明示願います。

【問い合わせ先】

東京都総務局統計部産業統計課工業統計担当

電話 03-5388-2544

ホームページアドレス（東京都の統計－東京の工業）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/kougyou/kg-index.htm>



<別表1>

産業分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称	
09	食料品製造業	食料品	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等	飲料
11	繊維工業	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	木材
13	家具・装備品製造業	家具・装備品	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品	紙パ
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	石油
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械	は用
26	生産用機械器具製造業	生産用機械	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機械	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス	電子
29	電気機械器具製造業	電気機械	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械	輸送
32	その他の製造業	その他	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。

<別表 2 >

日本標準産業分類第13回改定に伴う工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	名称変更
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	